



2026 年 9 月 17 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 R i d g e - i
代表者名 代表取締役社長 柳原 尚史
(コード 5572 東証グロース)
問合せ先 取締役管理部長 中井 努
(T E L 0 3 - 4 2 1 4 - 8 5 5 8)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026 年 9 月 17 日付の取締役会決議において、2026 年 10 月 27 日に開催予定の当社第 11 期定時株主総会に、以下の通り定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社事業の現状に即して事業内容の明確化を図るために、現行定款第 2 条の事業目的について削除を行うものであります。
- (2) 株主総会の円滑な運営を行うため、現行定款第 16 条の決議の方法について、株主総会における特別決議の定足数を、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上とする旨に変更するものであります。
- (3) 今後の事業規模の拡大に備えて、現行定款第 18 条に定める取締役（監査等委員である者を除く。）の員数の上限を 6 名から 8 名に増員するものであります。
- (4) 上場会社において、定款に定めること等の一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」）の開催が可能となりました。バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながることから、バーチャルオンリー株主総会を選択肢の一つとして導入できるよう、現行定款第 12 条に第 2 項を新設するものであります。なお、実際の株主総会の開催につきましては、その時々状況に応じて株主の皆様の利便性や対話の機会等を総合的に考慮し、取締役会にて決定いたします。また、当社が実施するバーチャルオンリー株主総会は、株主の皆様の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資するものとして、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。
- (5) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、第 36 条を新設するものであります。併せて内容が重複する現行定款第 7 条（自己の株式の取得）を削除するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
（目的） 第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
（1）AI（人工知能）技術、機械学習、ディープラーニング技術、データ分析等に関するシステム開発	（1）AI（人工知能）技術、機械学習、ディープラーニング技術、データ分析等に関するシステム開発
（2）AI 技術、データ分析に関するコンサルティング	（2）AI 技術、データ分析に関するコンサルティング

現行定款	変更案
及び新規事業開発 (3) AIアルゴリズム、データ分析に関する研究開発及びライセンス提供事業 (4) 人工衛星画像のAIによる解析並びに分析レポート提供事業 (5) 経営コンサルティング事業 (6) ITシステムの開発と運用事業 <u>(7) 音楽・映像ソフトの企画・制作・販売、出版管理及び原盤制作</u> <u>(8) 広告代理業及びマーケティングコンサルティング事業</u> <u>(9) 日本国及び外国アーティスト、タレント及びクリエイター等のマネジメント及びプロモート業務</u> <u>(10) 事業投資・運営事業</u> <u>(11) 書籍、雑誌、その他印刷物及び電子出版物の企画、制作及び販売</u> <u>(12) 教育研修並びにセミナー事業</u> <u>(13) 労働者派遣事業</u> <u>(14) 前号各号に付帯関連する一切の事業</u> (自己の株式の取得) 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。 第8条~第11条 (条文省略) (招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (新設) 第13条~第15条 (条文省略) (決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 第17条 (条文省略) (員数) 第18条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は、<u>6名以内</u>とする。 第19条~第36条 (条文省略) (新設)	及び新規事業開発 (3) AIアルゴリズム、データ分析に関する研究開発及びライセンス提供事業 (4) 人工衛星画像のAIによる解析並びに分析レポート提供事業 (5) 経営コンサルティング事業 (6) ITシステムの開発と運用事業 (削除) (削除) (削除) <u>(7) 事業投資・運営事業</u> <u>(8) 書籍、雑誌、その他印刷物及び電子出版物の企画、制作及び販売</u> <u>(9) 教育研修並びにセミナー事業</u> <u>(10) 労働者派遣事業</u> <u>(11) 前号各号に付帯関連する一切の事業</u> (削除) 第7条~第10条 (条文省略) (招集) 第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 <u>2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u> 第12条~第14条 (条文省略) (決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の<u>3分の1以上</u>を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 第16条 (条文省略) (員数) 第17条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は、<u>8名以内</u>とする。 第18条~第35条 (条文省略) <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>第36条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>

3. 日程

(1) 定款変更の取締役会決議日

2026年9月17日

(2) 定款変更のための株主総会開催日

2026年10月27日（予定）

(3) 定款変更の効力発生日

2026年10月27日（予定）

以 上